

ごみ処理施策検討特別委員会 (第3回) 会議録

令和6年12月18日 開会

令和6年12月18日 閉会

河 合 町 議 会

令和6年ごみ処理施策検討特別委員会記録

令和6年12月18日（水）午前10時40分開会

午後 0時17分閉会

出席委員

委員長	常盤 繁 範	副委員長	杵 本 貴 司
委員	梅 野 美智代	委員	佐 藤 利 治
委員	中 山 義 英	委員	坂 本 博 道
委員	長谷川 伸 一	委員	杵 本 光 清
委員	大 西 孝 幸	委員	馬 場 千恵子
議長	疋 田 俊 文	副議長	岡 田 康 則

出席説明員

町 長	森 川 喜 之	副 町 長	佐 藤 壮 浩
生活環境部兼 総務部次長	小 野 雄一郎	環境対策課長	内 野 悦 規

事務局職員出席者

局 長	高 根 亜 紀	主 事	平 井 貴 之
-----	---------	-----	---------

開会 午前10時40分

◎開会の宣告

○委員長（常盤繁範） では、時間になりましたので、第3回ごみ処理施策検討特別委員会を開催させていただきます。

まず、冒頭に、町長より挨拶があるということですので、よろしくお願いいたします。

○町長（森川喜之） 委員長。

○委員長（常盤繁範） 森川町長、どうぞ。

○町長（森川喜之） 本日は第3回ごみ処理施策検討特別委員会を開催いただき、誠にありがとうございます。また、先ほど閉会をいたしました12月定例会におきましては、各議案を慎重にご審議いただき、可決いただいたことに感謝を申し上げるとともに、私自身の体調不良に伴い、議会審議に少なからず影響があったことについて、深くおわび申し上げます。

さて、本日の特別委員会では、まほろば環境衛生組合での建設中の中継施設の状況や、12月議会において、関連議案も提出しておりました、本町清掃工場の焼却期間延長に至る経過などを中心にご説明をさせていただきたいと思います。

まず、担当部局から、資料に基づく説明をさせていただきますので、ご意見を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。よろしくご審議お願いいたします。

○委員長（常盤繁範） 町長、ありがとうございました。

○委員長（常盤繁範） では、会議のほうを進めさせていただきます。

お手元のほうに、開式直前に当日配付資料としてお配りしたものがございます。こちらのほうなんですけれども、事前に16日に配付させていただいた特別委員会の資料、こちらのほうの3ページと5ページの間、作成中となっておりました。そちらのほうの資料でございます。理由としましては、先ほど町長からもお話がありましたように、登庁できない状況で病氣療養中ということがありまして、最終権者であります町長の確認を取って資料とする部分、確認が取れなかったということで、当日配付とさせていただいております。どうかご了承いただければと思います。よろしくお願いいたします。

では、会議の流れとしましては、事前に資料配付されたものと、当日配付されていた資料の内容について、まずはお説明いただきまして、その後、各設問ごと、今回4点ほど設問を設けさせていただいております。

1点目、山辺・県北西部広域環境衛生組合について、2点目、まほろば環境衛生組合について、3点目、河合町清掃工場再整備計画について、4点目、令和5年度ごみ白書についてと、この設問ごとに質疑、応答を行っていただければと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

では、理事者側のほうから、事前配付と当日配付の資料の内容についてご説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） それでは、私のほうから、本日の資料について説明のほうさせていただきます。

事前に配付させていただいている資料1ページをお願いいたします。

失礼ながら、着座にて説明させていただきます。

まず、1ページ、山辺・県北西部広域環境衛生組合についてでございます。

事業の進捗についてでございますが、エネルギー回収型廃棄物処理施設の建設工事が予定どおり工事が進められておりまして、令和7年1月20日から、行政収集中継施設からの受入れが開始される予定となっております。

（2）の操業スケジュールについてでございますが、令和7年1月20日から行政収集、中継施設からのごみ受入れ開始、そして4月30日に建設工事の竣工予定、翌日5月1日からごみ処理の本稼働となります。なお、河合町の可燃ごみの搬入ですけれども、7年10月1日からを予定しております。

次に、（3）山辺組合における議会の案件及び結果でございます。なお、それぞれの議案の結果については、右欄に記載のとおりでございます。

まずは、2月8日に開催されました定例会についてでございます。

1つ目の公平委員会の委員の選任同意については、令和6年7月19日から新たに委員となる3名の方の選任についてでございます。

2つ目は、令和6年度の山辺組合の予算について、原案のとおり可決されております。

3つ目の監査委員に関する条例の一部改正については、地方自治法の改正により、条ずれの対応を行ったものでございます。

4つ目、訴訟の提起についてでございます。

こちらについては、エネルギー回収型廃棄物処理施設の請負業者の社員の方が、県外で発注する工事におきまして、官製談合事件で有罪判決を受けたことから、組合と請負業者が締結したエネルギー回収型廃棄物処理施設に係る基本契約書、建設工事請負契約書並びに運営維持管理業務委託契約書の各契約書の内容に基づきまして、違約金の一部を請求するものでございます。なお、請求額は6億7,276万円でございます。

続いて、令和6年8月2日に開催されました定例会についてでございます。

1つ目の監査委員の選任については、組合の監査委員の任期が令和6年8月31日で任期満了に伴うものでございまして、お二人の監査委員が新たに選任のほうされております。

続いて、2つ目の令和6年度補正予算につきましては、3つの要因ございまして、令和5年度の組合予算の執行残返還金が確定したこと、周辺対策事業の実施のため、そして焼却灰運搬車両運転業務委託の債務負担行為の設定のためでございます。

3つ目の財産の取得については、先ほどの焼却灰運搬車両運転業務委託で使用する焼却灰運搬用の車両の取得についてでございます。

4つ目については、令和5年度決算についてでございます。

それでは、2ページのほうお願いいたします。

まほろば環境衛生組合についてでございます。

まほろば環境衛生組合が実施している（仮称）廃棄物運搬中継施設の建設工事は、当初契約では令和6年12月末に工事竣工、令和7年1月から稼働の予定でしたが、先月の臨時議会によりまして、契約内容が変更されております。変更内容については、（2）に記載のとおり、契約金額は15億3,450万円から19億978万7,000円となりまして、3億7,528万7,000円の増額、工事期間が当初令和5年2月25日から令和6年12月末であったものが、工事期日が令和7年9月末までということになっております。

次に、契約額の増額の内訳でございますが、2つ目のポツのとおり、3つの要因がございまして、まず、ごみ中継施設計画変更によるものでございます。これは、建設予定地である旧安堵町美化センターの前進である安堵村塵芥処理場跡地におきまして、地中に残存灰が見つかったことによって、掘削等の工事がその部分においてできなくなったことから、中継施設の配置の変更をする必要が生じたことでございます。

次に、3つ目のほうになるんですけれども、安堵町事務所整備によるもので、1億8,211万6,000円でございます。これは、中継施設建設予定地の西側にある田んぼを安堵町が購入

されまして、そこに安堵町のごみ受入れ用のストックヤード等を設置するためでございます。
なお、1つ目の中継施設の配置変更によりまして、中継施設の区域の一部が田んぼの区域まで入ったことによりまして、田んぼの区域に係る調整池整備について、安堵町と費用を分担することになっております。

続いて、真ん中のスライド条項についてでございます。

こちらは、契約相手方からスライド協議の請求がございまして、インフレスライドを適用しまして、8,928万7,000円の増額となっております。

これら3つの要因のうち、河合町の組合負担に影響のある計画変更とスライド条項によるものにございまして、①と②になるんですけれども、河合町の影響額は概算ではございますが、6,451万9,000円を見込んでおります。

次に、3ページをお願いいたします。

(3) 組合議会の案件及び結果について報告させていただきます。

令和6年2月22日に開催されました定例会については、1つ目の専決処分の承認については、組合監査員の任期満了により、新たに監査委員を選任されております。

2つ目の、監査委員に関する条例の一部改正については、地方自治法の改正により、条ずれの対応を行ったものでございます。

3つ目の、一般会計補正予算(第2号)については、組合の職員数の減少と委託料の減少及び償還金利子の減額によるものでございます。

4つ目は、令和6年度の当初予算についてでございます。

次に、6月27日に開催されました臨時議会についてでございます。

令和6年度最初の議会ということで、議会の議長と副議長を決める選挙が行われております。また、組合選出の監査委員の選任及び同意がされております。

次に、8月19日に開催されました定例会についてでございます。

1つ目は、専決処分の報告についてでございます。

2つ目の繰越明許費、繰越計算書は、中継施設の整備工事及び工事の施行管理業務に係る年度繰越しによるものでございます。

3つ目は、令和5年度の決算についてでございます。

4つ目は、補正予算(第1号)についてですけれども、令和5年度の予算執行残返還金の額が確定したことによるものでございます。

最後の11月28日に開催された第2回臨時会につきましては、先ほど(2)で説明させてい

ただいた契約の変更内容についてでございます。

次に、本日配付させていただいた4ページ、当日配付資料のほうをご覧くださいと思います。

(仮称) 廃棄物運搬中継施設整備工事の建設期間延長に伴う影響としまして、まほろば組合構成町の対応については、記載のとおりでございます。なお、河合町については、清掃工場で焼却を継続しまして、10月1日から中継施設を通じて広域処理に参加する予定でございます。

次に、焼却継続の経緯についてでございます。

まず、広陵町のほうが、試運転が始まる1月から山辺に運搬されるということでございますので、広陵町リレーセンターで河合町のごみも一緒に積み替えをお願いできないかというところで打診のほうさせていただいたんですけれども、河合町は不燃ごみ、粗大ごみの広域処理は参加しておりませんので、現行の地元との協定書におきまして、河合町の記載ございません。よって、新たに地元同意を得るということになりますので、その同意を得ることが困難と判断されました。

次に、河合町の清掃工場で10トン車への積み込みについて検討したところ、もし清掃工場で10トンコンテナに可燃ごみの積み替えを行う場合、10トンコンテナを置くスペースなんですけれども、ごみのピット前しかございませんでして、また、積み込みのための重機のスペースも必要となってきます。しかし、ごみピット前は町収集である可燃ごみ、不燃ごみ、缶、瓶、ペットボトル、粗大ごみを収集するパッカー車やトラックが通行することのほか、不燃ごみ、缶、瓶、ペットボトルの処理の作業のフォークリフト等も付近を走行して作業を行います。

また、河合町民が持ってこられるごみ、いわゆる一般持ち込みのごみのために、町民も通行されます。これらのことによりまして、動線が干渉するということで、支障が出るおそれがあると判断しております。

また、焼却炉を停止し、10トンコンテナへの積み替えの手法を取った場合、ごみの受入れを継続しながら、10トン車への積み込み、そして最終的にはごみピット内のごみを空にするところまでを考慮する必要があります。しかし、一旦ピット内に入れたごみを再度ピットの外へ出すために、新たに排出用のコンベア等の設備が必要となるということで、またコンベアの設備をピット内に整備するためには、一旦ピット内をまず空にする必要があります。よって、10トン車に積み替えて山辺の組合へ運搬するには、このごみピット内のごみ処理作

業、コンベア等の整備作業、そしてコンベア整備の期間のごみ処理にかかる費用、そして整備以降の積み替え運搬費が必要となります。この費用と焼却継続をした場合の費用を比較したところ、焼却継続をしたほうが費用が抑えられると試算されております。このことから、焼却を継続すると判断しております。

なお、令和7年10月から広域に参加のほうさせていただきますが、10月時点におきましてごみピット内に残っているごみは焼却し尽くす必要があるため、最大3か月、12月末までには焼却は停止するというふうに考えております。

続いて、(5)の新分別チラシについてでございます。

チラシのほうをご覧くださいと思います。

こちらについては、前回昨年の11月の当委員会におきまして、委員の皆様には様々なご意見をいただきまして、そのご意見を踏まえて変更させていただいております。また、今回裏面において、今回の新分別基準を踏まえまして、家庭ごみの分別と出し方についても併せてご案内のほうさせていただこうというふうに考えております。

続きまして、5ページのほうをお願いいたします。

河合町清掃工場再整備計画についてでございます。

令和7年10月からのごみ処理広域化参加を踏まえまして、現在進めております事業についてでございます。

一般持ち込みのごみは、清掃工場で一旦受け入れまして、中継施設に運搬する必要があるため、現在受入れ施設、いわゆる仮ストックヤードの設計を進めておるところでございます。

次年度におきまして、ストックヤードの建設を予定のほうさせていただいております。なお、仮ストックヤードの整備場所についてでございますが、清掃工場内の北西側、焼却炉のごみピットを正面に見まして、左奥のほうに整備のほうをさせていただこうと考えております。

また、一旦受け入れたごみを運搬するための車両、ロール車ですけれども、こちらは6月議会に可決いただき、現在発注のほうさせていただいております、来年9月には納車される予定でございます。

また、焼却炉についてでございますが、先ほど申しましたように、来年10月時点でごみピットに残っているごみの量によって変わりますが、最大3か月見込んでおります。

また、新しい分別についての周知方法としましては、今回お配りしているチラシを来年6月頃にまずは広報紙への折り込み、そして直近の9月の広報紙におきまして、再度の記事の

掲載、そして詳細分別冊子の折り込みと、ごみ収集カレンダーの下半期分にも分別内容が記載されておりますので、カレンダーも併せて織り込むことを予定させていただいております。

続いて、別冊のごみ白書のほうの説明のほうさせていただきたいと思います。ごみ白書のほうをご覧いただければと思います。

1 ページからでございますが、1 ページは、令和 5 年度の清掃工場の組織体系と公用車の所有状況についてでございます。

職員体系につきましては、部長 1 名、課長 2 名、事務職員 7 名、焼却職員 4 名、展開職員 1 名の合計 15 名でございます。公用車は収集用として引き取り収集依頼などに対応する軽四ダンプ 1 台、工場内用としてごみの選別等に対応します 2 トンダンプ 2 台、タイヤショベル 1 台を所有しております。

続いて、2 ページのほうお願いいたします。

こちらはごみの種類ごとの清掃工場への搬入量、そして 3 ページは月ごとの可燃ごみと可燃ごみ以外のごみの月ごとの搬入量でございます。3 ページの表のように、可燃ごみは令和 4 年度と比較しましてマイナス 1.99%、39.39 トン減少のほうしております。

また、令和 5 年度の可燃ごみの月平均搬入量は 366.69 トンとなりまして、平均を超える月は 5 月から 10 月及び 12 月となっております。

右側の表の不燃ごみにつきましても、令和 4 年度と比較してマイナス 6.33%、55.16 トン減少しております。こちらの令和 5 年度の月平均搬入量は 68.03 トンとなりまして、平均を超える月は 5 月、8 月、9 月、そして 11 月、12 月となっております。

次のページ、4 ページをお願いいたします。

4 ページは、家庭ごみの可燃ごみ、不燃ごみ、缶、瓶、ペットボトルごとに 1 日当たり、世帯当たり、1 人当たりのごみ量を表しております。

右側の 5 ページは、直近 5 年間の家庭ごみの区分ごとの推移をして表してございます。5 ページの表によりまして、令和 4 年度と比較しまして、可燃ごみは 5.17%、不燃ごみは 8%、資源ごみは 4.9% 減少しております。また、可燃ごみについては、令和元年度から令和 5 年度まで年々軽減しておりまして、令和元年度と比較するとマイナス 12.94%、350.65 トン減少のほうしております。

次のページ、6 ページをお願いいたします。

こちらは前のページの直近 5 年間の家庭系のごみ量について、1 人当たり、世帯当たりのごみ量を算出した表となっております。この表の真ん中にあります 1 人当たりのごみ量に

おきまして、可燃ごみについては年々減少しておるものと考えております。これは住民皆様一人一人のごみ減量に対する意識の向上によるものというふうに考えております。

右側の7ページは、直近5年間の事業系のごみ量をまとめたものでございます。令和5年度の事業系ごみの排出量は、合計1,619.33トンで、令和4年度の合計1,656.22トンに比べましてマイナス2.23%、36.89トン減少しております。

次のページをお願いいたします。

8ページは、直近5年間のごみ最終処分量となります。可燃ごみの焼却後の焼却灰、そして粗大ごみを破碎し、分別した後の破碎ごみ及び鉄くずの量でございます。焼却灰は、焼却量によって増減し、破碎ごみ、鉄くずについては粗大ごみを処理した後のごみになりますので、その粗大ごみの種類によってそれぞれの量は変化いたします。

右側9ページでございますが、集団資源回収の回収量でございます。これは、町内の大字自治会、こども会等が中心となって実施いただいております、町もこの活動に助成のほうさせていただきます。

次のページをお願いいたします。

10ページ、11ページについてでございますが、こちらはごみ処理経費に関する表でございます。河合町の一般会計歳出決算額に対しましてごみ処理経費等を表しております。この表におきまして、ごみ処理経費（B）の内訳の清掃総務費と塵芥処理費の令和4年度と令和5年度の比較でございますが、清掃総務費においては、職員の異動により人件費が減額したことと、資源ごみ再生処理業務委託を一般競争したことによる減額によるものでございます。塵芥処理費については、山辺組合の建設負担金が令和4年度と比較して増額したことによるものでございます。

続いて、下の表は、1トン当たりの処理経費に関する表でございます。一番下の段において1トン当たり12万852円の経費が必要となっております。これは先ほどの山辺組合の負担金が影響していることが主な要因でございます。

最後の11ページについては、先ほどの清掃総務費、塵芥処理費の内訳の資料でございますので、後日ご確認いただければと思います。

それでは、私からの説明は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○委員長（常盤繁範） ご説明いただきまして、ありがとうございました。

では、質疑、応答に移りたいと思います。設問ごとに進めさせていただきます。

ご異議ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○委員長（常盤繁範） よろしいですね。

それでは、1番目、山辺・県北西部広域環境衛生組合について、ご説明いただいた内容について質疑を求めます。

質問のある方、挙手をお願いいたします。

(発言する者なし)

○委員長（常盤繁範） よろしいですね。

では、事業報告の内容としてこういった形でよろしいということで構いませんね。

では、次、移らせていただきます。

2番、まほろば環境衛生組合について。

当日頂いた資料も含めて、それと我々のほうでお願いしていたこちらのチラシの部分についても質疑いただければと思います。よろしくをお願いいたします。

長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） 2番目のまほろば環境衛生組合について、この表を見て数字押さえましたが、当初契約額が建設のほう、中継施設15億3,450万が19億になって、19億978万7,000円に上がって、差額は分かりました。

2番目の次の下の欄にあるごみ中継施設計画によるものと、スライド条項による発生によるもので、合計1億9,317万1,000円となって、また、安堵町によるものは1億8,200万ということで理解できました。

そこでお聞きします。

まず、河合町の負担金額は、この①と②の33.4%は何年度のごみの量の試算で言っていますか。教えていただけますか。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） この33.4%といいますのは、令和7年度について適用される処理場割合でございまして、実質的にはその前々年度、令和5年度のごみ量によって算出されたものでございます。

○委員長（常盤繁範） 長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） 今回まほろば組合の中継施設は、運営費が35億円、建設費が19億円、そのうち安堵町の負担もありますけれども、この表を頂いて、この中継施設のレイアウト、俯瞰図を見ますと、5つのレーンがありまして、当初一番最初の説明のときに、令和2年の

説明のときには5レーンあって、可燃ごみの処理するレーンが4レーンと、不燃のほうで1レーンと、この分担の割合からいきますと、いつこのような調整を、河合町は不燃ごみしか入っていないので、その案分のあれをどのように計算して生産していくのか、そのスケジュールを教えてください。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 委員おっしゃるように、当初の計画におきまして、こちらの施設においては、可燃ごみと容器包装プラスチックの運搬積み替えを行うというところでございます。河合町は容器不燃ごみ等入っておりませんので、容器包装プラスチックについては使用しないというところでございます。その費用の分担というか内訳といいますか、その分け方なんですけれども、先日も担当者会議ございまして、現在協議のほう進めているところでございます。

○委員長（常盤繁範） 長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） 協議を進めているということですが、どのようにタイムスケジュールを組んでいつまでにするとかそういう3町の職員さんたちでどのように協議されているのか、もっと具体的に教えてください。もうこれ何年前からも、この分担については精査しますと、精算して仕組みをつくりますと言いながら、まだできていません。その点ちょっとスケジュール教えてください。

○委員長（常盤繁範） 協議のスケジュールについてご答弁いただけますか。

生活環境部兼総務部次長。

○生活環境部兼総務部次長（小野雄一郎） 実際にこの前、先週金曜日なんですけれども、担当者会議においてもその部分については議題として残っております。ただ、実際のところ、本町としましては、可能な限り、その負担というのは減らしたいという思いから、こちらとしてはもうちょっと金額面でどうにかならないのかということで、かなり強く訴えかけているような現状はありますので、スケジュールありきで結論を出すのではなくて、本町として財政負担がなるべく少なくなるようにということで、今進めておりますので、いつまでに結論を得るということは、この場ではご答弁しかねるところでございます。

○委員長（常盤繁範） すみません、間に入って申し訳ないんですけれども、稼働までにははっきりした分担比率で金額というのは本来分かるべきだと思うんですけれども、今のご答弁の内容ですと、分担の部分が稼働した後も協議で決まらない可能性がある、それも含めてのご答弁になるような気がするんですけれども、そうなりますと、質問の趣旨としてご答弁

いただいていないような感じがするんですが、それに関しては今現状では答弁できないという形でよろしいですかね。

○生活環境部兼総務部次長（小野雄一郎） 委員長。

○委員長（常盤繁範） 小野次長。

○生活環境部兼総務部次長（小野雄一郎） 今回の分担につきましては、建設の部分と今後の運営に係る部分というのがあると思います。その稼働までの部分に解決すべき部分というのが建設の部分だと思うんですけども、実際にはそういった運営後の話ということも含めて今交渉している部分がございますので、必ずしも稼働までに結論を得るということを今ご答弁しかねるという部分なんですけれども、それでご理解いただければと思います。

○委員長（常盤繁範） 長谷川委員、よろしいですか、質問の趣旨として。長谷川委員、どうぞ。

○委員（長谷川伸一） いろいろ理由があって、安堵町のほうに中継施設造っていただくということで、河合町としてもお願いいうのか、安堵町の中継施設、元清掃工場の跡にしたといういきさつもあります。土地の借地料とかそういうことも加味すれば、安堵町とかには感謝するんですが、計画を出したときにこういった建設費が可燃と不燃と3町同じ条件でしたら、ごみの量分担で分かるんですが、こういうふうに条件が違う場合は、最初にこういったことを決めてどうするかという、決めて進めるべきやと僕は思うんですが、今のお話だったら、ほかの2町との交渉もありますから、かなりずれ込むとなると、河合町の負担がそのまま正直言ってごみ量33、約3分の1を河合町は負担する。そのままいってしまうと、この19億の中にも全部可燃ごみだけじゃないですから、リサイクルのほうもありますし、もろもろの諸費用がありますから、そこら辺をもう少し町としてはきっちりと積算していただいて、交渉していただきたいんですが、その点どうでしょうか。

○生活環境部兼総務部次長（小野雄一郎） 委員長。

○委員長（常盤繁範） 小野次長。

○生活環境部兼総務部次長（小野雄一郎） 全くの同感でございます、本来ですと建設前にある程度決めておくべきものと私自身の認識もございます。ただ、実際に今回のDBO方式によります業者提案による施設の整備というのが、当初の想定とはちょっと形が違っていたような事情もあるみたいで、なかなか当初最初に計画した負担割合とかそういったものと話が、条件が変わってきている部分あるみたいですので、私も着任間もないというところもあるんですけども、きちんとこれまでの経緯を理解した上で、本町として求めるべき部

分は必ず求めてまいりたいと考えております。

○委員長（常盤繁範） ほかにございますでしょうか。

坂本委員。

○委員（坂本博道） 追加資料で頂いた分の関係もよろしいですかね。

この間常任委員会ของときにも、要するに延期されたことによって、処理の方法について最低限自前でということになったんですが、その際に故障中のときのように、三重に持っていた分との比較というのはやったのかということだったんですが、今日書かれている文章の中でいうと、そのことも含めて考えた上でということというのはどういうふうに表現されているのかなということなんです。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 今回試算のほうさせていただいた条件なんですけれども、委員おっしゃるように、県外のごみ処理施設に持っていった場合と、こちらで焼却した場合との条件で算出のほうさせていただいています。ただ、2年前、火災が起きたときと根本的な条件が異なりますのが、火災のときはごみがあふれている状態で、その状態であふれているごみを処理するということでございます。今回については、ごみピットの中にあるごみ全てを排出してごみ処理をするところまで考える必要がございまして、そうすると、そのごみ処理費用のほかに、ごみピットからごみを排出するもの、設備を新たに整備する必要がございます。そのあたり総合的に検討させていただきまして、焼却継続というところに至ったところでございます。

○委員長（常盤繁範） ご答弁の内容としては、通常の処理プラス実際にごみの引受けを終わらせてから、その後全部燃やし切る部分、プラント内のごみを、それも含めてコスト比較、条件比較した上で、今回の選択に至ったということで、答弁ということでよろしいですか。

坂本委員、どうぞ。

○委員（坂本博道） ですから、一応判断基準を総合的にということですが、基本的には財政的にもそのほうが大分かかりそうだということでの判断ということよろしいですか。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 今回判断に至ったものになるんですけれども、財政的なものもちろんそうでございます。そのほかに先ほど申しましたように、もし積み替えをするのであれば、ごみピットの前に10トンのコンテナを設置してそこに積み込む必要がございます。そこから山辺の組合まで運んでいくという計画やったんですけれども、その積み込み作業と

ほかの収集車がその付近を通行することになります。そうすると、ごみピットの前、そんなに広くございませんので、ほかの動線と干渉するおそれがあるというところも判断の1つでございます。

○委員長（常盤繁範） ほかにございませんでしょうか。

長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） まほろば環境衛生組合の建設費19億978万ですけれども、組合のほうは組合債を発行して、それで借金して、それで3町で毎年負担するということになっています。組合債19億発行すると思うんですけれども、これは何年ローンでやっているのか。例えば10年とか15年とか20年とか、それは教えていただけますか。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 組合から聞いた話によりますと、20年ということで聞いております。

○委員長（常盤繁範） 長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） 20年でそのローンを払っていくとなると、毎年大体19億ですから1億強になります。そうすると、令和5年の決算では、河合町の負担金は3,652万、令和6年度は4,924万、令和7年、8年、9年とかのスケジュール、予算の大体概算は出されておりますか。その点教えていただけますか。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 今後の負担金のスケジュールでございます。

組合のほうから償還に関する資料がまだ届いておりませんので、あくまでもこちら側だけの試算でございますが、令和7年度、約7,000万程度を見込んでおります。今後8年、9年ということでございますが、中継施設の建設費の負担金としまして起債を借りておりますので、その起債の償還が始まります。そのほかに運営費の負担金が必要になりまして、そのほか事務負担金ということで必要となってきますので、令和7年度を基準としまして、この前後でいくんではないかというふうなことで、今のところ考えております。

○委員長（常盤繁範） 具体的な金額として、この前後というところの部分、幅が大き過ぎますので、その前後という部分。試算している部分として、令和7年度、今ご回答いただきましたけれども、8年、9年は具体的にどのぐらいの金額で想定されているのか、回答いただけますか。前後というと、金額が……

内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） あくまでも今の見込みということでご理解いただければと思います。

令和7年度としましては、7,200万円、令和8年度、6,600万円、令和9年度、7,900万円、令和10年度で8,300万円程度を見込んでおります。

○委員長（常盤繁範） ほかに質問ございますでしょうか。

坂本委員。

○委員（坂本博道） 遅れたことに関する関連でということで、1のほうにも関連するかもしれませんが、これも委員会のときに少し議論になりましたけれども、要するに今回のまほろばの稼働の遅れは、決してまほろば組合の、また、河合町の責任ということではないから、その分山辺へ持っていく分の使用料が、実際は令和7年度分としては減ることになるので、そのことをある程度考慮した分担金にならないのかというような議論がありました。そのとき答弁としては、実際7年度分の分担比率を決めるのは2年前ということで、令和5年度分で決めるからということであったんですけれども、ちょっと考えてみたら、どっちにしてもそれは従来は稼働していないときはそういうことで来ていて、令和7年度はもう実際稼働するので、実際に持ち込まれる量を、一応2年前のものを基準にするというのは分かりますけれども、河合町からは逆に言えば半年間遅れるから、半年の分しか入らないということになるので、それにかかる処理費用という点でいったら、やっぱり考慮してもらってもいいんじゃないか。確かにそうするとほかのところは増えるかもしれないとかいうこともあるかもしれないんですが、そこはトータルの処理に係るいろんな意味での費用というのが、計算しにくいかもしれませんが、何ばか考慮してもらわれんのかというのは改めて思うんですが、それは無理なんでしょうか。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 坂本委員おっしゃったように、当初こちらとしましても少し考慮いただけないかというところで、山辺の組合のほうで協議のほうさせていただいた経緯がございます。ただし、10月までの処理が自前処理ということですので、半年間の運営費用についてどうするかというところでございますが、もし河合町がその半年間の費用を負担しない場合、その部分、もともとの額の合計が決まっておりますので、河合町がその半年分を負担しないというのであれば、その半年分の額が他市町村のほうで負担する必要がございます。そこら辺も含めまして検討されたと思いますが、最終的には2年前のごみ量割で今後もいくというところで聞いております。

○委員長（常盤繁範） 長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） その点確認したいんですが、例えば河合町が半年ずれた場合、約2,000トン可燃ごみが、持ち込みの実績が令和7年度の上期は2,000トン持ち込みはないということです。ということは、10市町村で実績を取れば、令和7年度のごみの持ち込み量を見たら、河合町は2,000トン減りますから、令和7年でしたら令和9年度の負担が減るわけですね、2年前のごみの量によってなるから。今くださいというんじゃ、今何とかしてくれじゃなくて、2年後にその減量分だけ我々の負担が減るということで理解していいんですか。そういうことですよね。どういうことか教えてください。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 先ほど申しました処理量割については、委員おっしゃるように、2年前の10市町村のごみ量によつての割合で算出のほうしております。大体河合町7%前後で推移しておるんですけれども、今から2年後、令和9年度のごみ量がどうかというところでございますが、この負担金の算出に対しましては、山辺に持っていったごみ量ではなくて、国の全市町村で調査のほうされている廃棄物実態調査というものがございます。その廃棄物実態調査で用いている数字、要は河合町に搬入されたごみについてを基準に10市町村で割合を算出しておりますので、令和9年度の処理量割についても大体7%程度になるだろうと考えております。よつて、負担金については、それ以前と同じように負担がかかってくるものと考えております。

○委員長（常盤繁範） 長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） そういう考え方はちょっと理解できないんですけれども、もう少し詳しく教えていただけますか。

○委員長（常盤繁範） 小野次長。

○生活環境部兼総務部次長（小野雄一郎） 例えば今年度の山辺への搬入のごみ量が、長谷川委員がおっしゃった数字をそのまま使いますと、2,000トンが減りますということ、それが令和9年度で2,000トン減っているんだから、それは河合の分だから我々が減るべきだというのが、長谷川委員のおっしゃる理屈だと思うんですけれども、実際にこの2,000トンというのが、河合町自前で処理はしておるんですけれども、そもそも河合町で排出されたごみ量は、自前処理した2,000トンとほかの処理、組合処理した部分合わせて河合町分という割合が決まりますので、組合としては搬入されたごみ量は減っているかもしれないんですけれども、その部分を処理量割をする比率としては結局ごみの処理した量で決まってくるというこ

とでございます。

○委員長（常盤繁範） 今のご答弁の内容というのは、算出の基準としてあるのは、廃棄物の実態調査の数値を基にして山辺の運営を考えていると、それに対して費用負担があると、それに関しては変わることがないんだと。よって、町内でごみの排出量が増減したとしても、その分担の部分については、算定基準の部分で運営費用の算出が違うので、変わらないんだという形で答弁でよろしいですか。そういう意味合いとして受け取っているんですけども、いかがですか。

小野次長、どうぞ。

○生活環境部兼総務部次長（小野雄一郎） 私の説明内容もそういうつもりで説明させていただいております。

○委員長（常盤繁範） 佐藤委員。

○委員（佐藤利治） 今、担当課から答弁いただいていますけれども、全く森川町長、佐藤副町長も同じ考えということで、それに報告聞いて、それを100%理解していると、今各委員がおっしゃった。そしたら河合町住民は何を目標にごみを少なくしようとかそういう気概にならへんの違うかなと思って、もうちょっと粘って頑張っていただかないと、住民の立場で考えた場合に、ごみを減らしても減らさなくても、前決まっていることやから仕方ないと、同じ税金持っていかれるんやと、いうふうに理解しますけれども、それでよろしいですか。

それと、もう1点ちょっと離れますけれども、プラごみに関して、うちは今独自でしか動いていないですけれども、その辺のことは前町長から引き継いで動いていると思うんですけれども、今の進捗とか何かあればちょっと言うてほしいんですけれども、お願いします。

○委員長（常盤繁範） 小野次長。

○生活環境部兼総務部次長（小野雄一郎） まず、広域ごみ処理の費用負担の部分でございますが、当然河合町としてなるべく有利になるようにということで、例えば森川町長におかれましても、首長会議とかで積極的なご発言されているということで、引継ぎは受けております。その上での決定として、今回費用負担の部分というのは受け入れていただけなかったということで、経緯を伺っておるところでございます。

あと、実際に今回の不燃ごみの部分の広域参加のことを多分佐藤委員おっしゃっていると、思うんですけれども、そこにつきましては、例えば今回のまほろば組合の設立の規約改正のときに、附帯決議として今後検討していくということでされております。それを前町長も念頭に置かれて取り組んでこられました。そして、今回のごみのこの特別委員会の議事録とか

拝見しておりますも、それは森川町長も引き続き検討していくということでおっしゃっております。ただ、あくまでも今回広域でやる、一旦不燃ごみについては参画しないということで、河合町のほうで意思表示しておりますので、今後山辺で正式に稼働していった後に、いつかの段階でそういったことに入らせていただけるのかどうかということで、例えば周辺同意であるとか、当然今までリサイクルの部分というのは建設の負担金も払っておりませんので、そういった費用負担がどうなっていくのかというのは非常に難しい問題だとは考えておるんですけれども、そこには取り組んでまいり方向で検討しておるところでございます。

○委員長（常盤繁範） 委員の皆様にお話ししておきます。

山辺のほうは、設問1のほうで既にさせていただいておりますので、できれば皆様、まほろば環境衛生組合について質疑を行っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

坂本委員。

○委員（坂本博道） ちょっと関連になりますが、まほろばのほうも分担比率というのは、先ほどの産業廃棄物の実績、国が調べてる、それに基づいてやっぱりなっているんでしょうか。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） まほろば組合3町の比率ですけれども、山辺組合と同じように廃棄物実態調査の数値を基にしまして、3町で割合のほうを算出しております。

○委員長（常盤繁範） 坂本委員。

○委員（坂本博道） だからそれで実態調査というのは、例えば可燃、不燃というのは区別されたような廃棄物の量という計算になっているんですか。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 数値算出に用いるごみの種別なんですけれども、可燃ごみを基の数字として取り扱っております。

○委員長（常盤繁範） ほかにございますでしょうか。

長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） 今日配付された資料をちょっと見てくれますか、ページ4のところの。これ、確認ですけれども、まほろば組合に入っている広陵町と安堵町と河合町、河合町は清掃工場で焼却すると、9月末まで。安堵町は今現在、天理のほうに可燃ごみは委託していますから、焼却に対してもそれを続けると。

広陵町の場合は、私自分でこの間の補正予算のときに聞いたんですが、ごみ処理業者、ほかの県の、やったんですが、1月20日から広陵町だけは山辺の組合に持っていくということで理解していいんですか。広陵町は10トンとかそういったあれを、機器、車とかそういう自前でやられるんですか。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） あくまでも広陵町から聞いているお話でございますが、まず、1月20日、広域の試運転が始まるというところで、そのときからは広陵町のリレーセンターの中で積み替えを行って持っていくというところで、その運搬の車両については、まほろばの組合が今山辺組合運搬用で発注しています10トントラックで運搬するというところで聞いております。

○委員長（常盤繁範） 長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） まほろば環境組合の建設費19億、運営費35億になっています。19億の中には、運搬車両も入っていますよね。それを先にもう広陵町は使うということですね。

○委員長（常盤繁範） ご答弁ください。

○委員（長谷川伸一） その確認だけお願いします。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） まほろば環境衛生組合が発注しております、（仮称）廃棄物運搬中継施設整備事業というところで、運搬用の10トントラックは購入をされまして、それを使って山辺の組合へ持っていくというところで聞いております。ただし、その費用については、現在のこの契約とは別の契約として運搬の契約をされているというところで聞いております。

○委員長（常盤繁範） 別契約でその車両を使うということによろしいんですね。

大西委員、どうぞ。

○委員（大西孝幸） 今の長谷川委員がおっしゃっている10トントラックの件は、要はまほろば環境衛生組合の10トントラックの分については、9月ぐらいに納入ということになっているので、広陵町は広陵町で自分のところの10トントラックで山辺へ持っていくということではないんですよね。

○委員長（常盤繁範） 確認の質問です。

先ほどご答弁の内容で、まほろば環境衛生組合の所持している財産であるパッカー車で広陵町運搬しますという話がありましたけれども、再度確認を取っているんですよ。そこに対

してはどうなっているんですか。自町でのものになるのか、まずご答弁ください。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） まず、山辺の組合に持っていける10トントラックの仕様というものが細かく決まっております。その仕様を満たすように、まほろば組合のほうで10トントラックをつくっておられまして、広陵町については、その10トントラックを用いて運搬するということで聞いております。

○委員長（常盤繁範） 大西委員、どうぞ。

○委員（大西孝幸） まほろば環境衛生組合の10トントラックというのは、広陵町は今さっき1月20日ですか、広陵町が山辺に持っていくときに積み替える、要は10トントラックはまほろば環境衛生組合の10トントラック、これ、9月しか納入しないので、それは広陵町では使うことは不可能や思いますよ。

○委員長（常盤繁範） それについてご答弁いただけますか。疑義を正すという意味合いで、認識不足があるんじゃないんですか、事業の。

ちょっと待ってください。混乱するんで、質疑応答させてください。

内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 私が組合から聞いていますのは、もともとの当初の予定では、来月1月から山辺の組合に持っていこうということで計画のほうされておりました。それに基づいて車のほうも発注はされておりますので、納期の時期はちょっと分かりかねるんですけれども、今月中には入るのではないかというふうに考えておりますけれども。

○委員長（常盤繁範） ご答弁いただいた内容について、今この場で質疑で確認しても答えが出ないと思います。これに関しては早急にしっかりとした、どういう形になるのかというものを調査していただいて、ごみ特の開催云々別として、質疑の部分で残っている議題として、早急に全議員と議長に対して情報をいただけるようお願い申し上げます。

では、広陵町の搬出の部分についての、車両についての部分の質疑はここまでとさせていただきます。

ほかにございますでしょうか。

佐藤委員。

○委員（佐藤利治） 追加でひよっとしたら確認していただけることで、今委員長のほうから言われたからいいんですけれども、ごみ処理業者が段取りするようにしているんかも分からんしね。だから他町のことやから、もうちょっと具体的に丁寧に調べてから発表ください。

お願いします。

○委員長（常盤繁範） 附帯の内容として今の内容もしっかり踏まえて、我々に後日早急にできればご報告くださるようお願い申し上げます。

ほかにございますか。

（発言する者なし）

○委員長（常盤繁範） では、2番のまほろば環境衛生組合については以上といたします。

続きまして、3番目、河合町清掃工場再整備計画についてのスケジュール等示していただいております。こちらの資料について、質疑がございましたらお願いいたします。

中山委員、どうぞ。

○委員（中山義英） 燃やすごみの一部のチラシ、よく頑張ってくれてはるなと見させてもらって思いました。この中のスケジュールの中で、来年9月、詳細分、別冊で何か織り込み入れるとかあるんですけれども、それってどういうふうな別冊を考えてはるのかということが1点。

それと、ほかの自治体では、物すごくホームページでも五十音の一覧表作ってはるんです、「あ」に該当するものは何やとか。それって結構分かりやすいんです。そういうのを河合町、考えていただいて、別冊に入れていただいたらいいのかなと。

それと、実際やるに当たって、住民への周知というのはこれだけ税金使うんで大事なんですけれども、当然各公共施設、これは当たり前の話、以前にも指摘しましたけれども、公用車にマグネットをバーンとつけてもらって、分かるように。

それと、これはどうするのかと思うのが1点あります。まず、転入者への周知方法、それと町内に住んではる外国人、これ日本語なんで、外国語版要るかなと。英語版とか、もしくは韓国、どれだけの比率か分からないですけれども、そういった周知方法をどない考えてはるのか、そこをお答えください。

○委員長（常盤繁範） 3点ございます。ご答弁いただけますか。

内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） まず、詳細分別冊子の内容というところでございます。

こちらについては、現在もあるんですけれども、先ほど委員おっしゃいましたように、五十音順で「あ」から順番に始まりまして、このものは不燃ごみとか、このごみは可燃ごみといったものが、この詳細分別冊子でございます。これを9月に折り込みさせていただこうというふうに考えております。

あと、広報の方法というところで、転入者と外国人についてというところでございますが、現在についてはまだ日本語だけの対応でございます。ある程度この絵でもあるんですけども、外国語についてはまだちょっと検討のほうさせていただければと思います。ご意見ありがとうございます。

○委員長（常盤繁範） 転入者について。

○環境対策課長（内野悦規） 転入者については、転入の手続の際に住宅課のほうにも手続に来られるということですので、そちらのほうでお渡しできるタイミングがあるかなというふうに考えております。

○委員長（常盤繁範） 追加でちょっと確認したいんですけども、これだけじゃないですね。既存のごみの分別のものと、新ルールの部分と併せてご説明いただくような形を転入者に対してしていただけるということでしょうか。

内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 委員長おっしゃいましたように、新しい分別だけでなく、詳細分別冊子に記載のように、不燃ごみ、粗大ごみとかも含めてご案内させていただければと考えております。

○委員長（常盤繁範） 問いに対して1点お答えいただいているんです。

周知方法についていろいろな方策があるんじゃないのかと、そういったものに対してのご答弁というのはこの場でいただくことはできませんでしょうか。中山委員からあったんですね。

小野次長。

○生活環境部兼総務部次長（小野雄一郎） まず、委員の具体的なお提案としまして、マグネットというお話があったと思います。その部分につきましては、前回のこの委員会でもご提案していただいておりますので、当時の部長も広報の媒体として優れていると考えるところでござりますので、必ずやってまいると考えております。

その他、例えばいろんなところでいろんな周知というのはされているなど。例えばスマートフォンのアプリとかで導入しているような自治体もこの近隣でござりますので、そういったこともできるんじゃないかなと考えておるところではございます。

○委員長（常盤繁範） 中山委員。

○委員（中山義英） あと、転入者、当然住民登録されたときに、必ずよく保険関係上げたことを回ってもらうとか、税とかあると思うんですけども、その中に環境のほうも一緒に回

ってくださいと、そうでないと一通り転入手続できないよというふうな形のパターンをつくっていただくのがありがたい、漏れがないのかなと思いますので、そこあたり。

○委員長（常盤繁範） 小野次長。

○生活環境部兼総務部次長（小野雄一郎） 現状としまして、庁舎に来られた場合に、役場の住宅課のほうで実際の袋などをご覧いただいて、こういう冊子などを見ていただいて、分別についてはご説明させていただいております。

○委員長（常盤繁範） ほかにございますでしょうか。

佐藤委員。

○委員（佐藤利治） 新しいルールにのっとって、10月から山辺のほうに行くんですけれども、今既存のごみ袋、うちに100枚あるという人はそのまま使えるんですかね。その辺のことをちょっと教えてほしいんですけれども。

うちのずっと使えるんやったら、また毎年予算のときも言っていますけれども、コマーシャルなんか打つ手も考えますし、お願いします。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） ごみ袋についてでございますが、現在の指定ごみ袋については、広域が開始された後においても、使用のほうはできます。

○委員長（常盤繁範） 長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） 3番目のこの事業スケジュール、（2）の、仮ストックヤードの設計が2月末で終わると。建築工事が、ストックヤードの建築が4月中旬から9月末までの予定になっているけれども、これは実際令和6年度の予算で仮ストックヤードは200万実施設計及び支援業務で200万やって、6月7日に落札しているんですけれども、なぜ設計が遅れているのか、この理由と、それと広域化に伴う仮ストックヤードの建設工事が約589万、これはもう公表していますので、予算に上がっています。ストックヤードの立米、容積、今どれぐらいのトン数のごみを蓄えられるストックヤードを考えているのか、教えてください。なぜ令和7年度に建築工事が始まったのか、その点教えてください。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 仮ストックヤードの予定についてでございます。

委員おっしゃるように、設計のほう進めておったんですけれども、当初から計画の内容を変更させていただいて、その結果、ちょっと時期がずれ込んだというところでございます。ですので、実際の建築工事については、来年度新たに建築工事をさせていただこうというふ

うに考えております。

持ち込みの量についてなんですけれども、あくまでも清掃工場で一旦受けるごみについては、住民の皆様的一般持ち込みのごみが主になってきます。ですので、現在の計画では、運搬車両のバツカン、コンテナを設置しまして、ごみが少ないのであれば、もうそこに直接投げ込んでもらうというようなことで考えております。

1日の持ち込みの量についても、1日で満タンになるような量ではないので、1日1回持っていけば十分対応できるのではないかというふうに考えております。

○委員長（常盤繁範） 問いに対して想定されるストックヤードの想定立米数、容量、そこに対して質問があったんですけれども、それに対してはご回答いただいていないんですが、考えていないんですか。

内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） コンテナの容量になるんですけれども、それについては後日回答させていただければと思います。

○委員長（常盤繁範） 長谷川委員、それでよろしいでしょうか、後日回答ということで。

長谷川委員、どうぞ。

○委員（長谷川伸一） そうなると、計画の内容は変更した、それで令和6年度の予算が589万上げた。上げる根拠はそれなりに立米数とかストックヤードの規模を考えて計算しているはずなんです、ストックヤードの建設の内容もかなり変わったんですか。変更するということですか。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 仮ストックヤードの変更なんですけれども、廃棄物を取り扱うというところで、屋根とかも必要であるというところで考えまして、そのあたりも含めて変更のほうさせていただくことを考えております。

○委員長（常盤繁範） ほかに。

坂本委員。

○委員（坂本博道） 予算のときもう既に出ていたのかもしれないですが、ちょっとイメージが湧きにくいんですが、これでいくと、とにかく半年延びたいということで、9月までは持ち込みも含めて従来と同じ方法でごみを受け入れて処理するというので1つはいいのかということと、ただ、今言われている新しく建てる建設工事というのは、ピットがあるあの建物全体は燃やすごみがなくなるまでは当然必要であるし、横に造るということになるんでしょう

か。場所というかどういうイメージなるのか。それは主として一般ごみを受け入れるようなための、積み替えるための建物ということなんでしょうか。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） まず、仮ストックヤードの場所についてでございます。

清掃工場の正面に、真ん中に焼却施設がございます。正面にごみピットがあるんですけども、そのごみピットを正面に見まして左奥のところにまだ空きスペースがございますので、その場所にストックヤードの建設を予定しております。

○委員長（常盤繁範） 坂本委員。

○委員（坂本博道） ただ、仮ということは、本格ストックヤードというのはその後に造ることなんでしょうか。だから初めに言ったことですが、一般ごみの受入れを含めて、9月までは従来と同じで継続するのかということも含めてお願いします。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 申し訳ございません、9月末までについては、今までどおりの一般持ち込みのごみの取扱いをさせていただきます。10月以降、広域化が始まりましたら、仮ストックヤードのところで可燃ごみのほうを取り扱いまして、その他のごみ、例えば粗大ごみであれば粗大ごみステーション、一番奥になるんですけども、一番奥に従来どおり運んでいただくというふうに考えております。

○委員長（常盤繁範） 坂本委員。

○委員（坂本博道） そしたら仮と言うてなんですが、実際一般ごみの持ち込みに対する対応とか積み替えについては、要するに山辺へ持ち出してもずっと必要な施設として、公共施設として残るといふか必要なものとして考えておくべきではないかと思うんですが、そういう位置づけでよろしいですか。

○委員長（常盤繁範） 内野課長、まず答弁ください。

○環境対策課長（内野悦規） 持ち込みごみの積み替えをする施設がございます。焼却炉が止まれば、最終的にはその場所が使わなくなって、今後解体とかも検討する必要がございます。そうなったときには、また一番効率的な配置がどうかというところで考えていく必要があるかなということで考えております。

○委員長（常盤繁範） 坂本委員。

○委員（坂本博道） そしたら、今は仮ということですが、取りあえず今のピットを含めたこの正面の施設を解体といふかなくなって、その上でどうするかということまでは、どっちに

してもそのまま必要やということと、それとそういう一般ごみ持ち込みに対する対応、積み替えする施設は、どっちにしても山辺に全体燃やすごみ行ったとしても、恒久的なものとしてそういう設備は要るということで理解しておいて、要するに不燃ごみ将来もし持っていこうとなったとしても、その積み替え用の設備はずっと要る、あのエリアに、ものだということと考えておいたらいいかいうことを確認しておきたいと思います。

○委員長（常盤繁範） 小野次長。

○生活環境部兼総務部次長（小野雄一郎） 通常、収集させていただいている可燃ごみ、こちらにつきましては、まほろばに直接搬入できるんですけども、どうしても住民が直接お持ちになる、清掃工事にお持ちになるごみというのがございます。それをここにストックしておくための施設でございますので、今後もそういった部分の対応ということで、必要にはなると。ただ、全体的な今後の清掃工場の設備の在り方というのは考えていく中で、今の位置がいいのか、もしくはまだ違う方法があるのかということで、ご答弁させていただきました。

○委員長（常盤繁範） 委員長を交代します。

○副委員長（杵本貴司） 常盤委員。

○委員長（常盤繁範） その件について質問させていただきます。

今後どういうごみの処理になっていくかというのは別として、どういう形で事業参画していくかというのは別として、ストックヤードの必要性というのは今後もずっとあるということによろしいですか。具体的に言うと、町民の方が収集時間外れてごみを処理してもらいたくて、直接持ち込みという形を取ります。その場合、天理のほうの山辺のほうに持っていても、受け取ってくれないということですね。そこを確認したいんですけども、いかがですか。

○副委員長（杵本貴司） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） まほろば組合のほうに持っていけるというのが、行政収集、要は町収集のごみ及び事業系の収集業者のごみに今のところ限定されております。ですので、一般住民の方については、まほろばに直接持っていけないので、その部分については清掃工場で一旦受けまして、町のほうからまほろばのほうに持っていくという流れでございます。

○副委員長（杵本貴司） 常盤委員長。

○委員長（常盤繁範） 私は山辺のほうにという質問をさせていただいたんですが、山辺、まほろばともに受け入れてくれないということによろしいんですね。

○副委員長（杵本貴司） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） そのとおりでございます。

○副委員長（杵本貴司） 委員長代わります。

○委員長（常盤繁範） ほかにございますでしょうか。

長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） 河合町の清掃工場再整備計画について、今回はこのごみ特では令和7年度しか計画は出ていませんけれども、今のご説明内容を聞きますと、今後焼却炉2基の解体除却、そしてあと粗大ごみをどうするかによって、また仮ストックヤード、持ち込みのための、持ち込みの可燃ごみと粗大ごみの可燃ごみを安堵町のほうへ持っていくためにあれが必要ですから、早急に1年ごとに見ないで、5年スパンでどうするかということをもっと具体的に計画を立てていただかないと、また仮ストックヤードに1,000万かかりました、次今度変えます、計画は変わりました、また費用はかかりますので、その点もうお願いするとなったら議員がやるわけじゃないですから、理事者側がきっちりと精査していただいて、どうしても一番経費的にも安全面から含めて、ごみの問題も含めて減量化に努めるかということで、もう少し検討し直していただくようにお願いします。その件だけ、町長、お願いします。

○委員長（常盤繁範） 森川町長。

○町長（森川喜之） 長谷川委員のご質問にお答えします。

本当にこのまほろばの事業が遅れていて、本当にいろんな面でご不便をかけております。

まず、山辺に持っていくときのごみというのは、10トン車でしか持って入れないということで、個人のごみの搬入中にはこれはできません。

もう一点は、まほろばでありますけれども、まほろばが稼働しても、これは町指定の業者、また、委託業者しかまほろばに入れられないということで、今、担当から話をさせてもらったように、まず、ストックをさせていただいて、一般住民の方がその収集に遅れた場合、河合町で積み替える場所をつくるということで、今、仮ストックとして言っております。ただ、今後においては、やはり不燃物の処理も課題が残っております。清掃工場の解体もそうですし、これから総合的な計画をつくって対応していかなければならない。

私が就任させていただいたときから、山辺に不燃物を一緒に入れさせてほしいという話も、山辺の広域10市町村で協議もさせていただきました。ただ、やっぱり一番初めからであれば、補助金もいろんな角度、国の補助金や地圏の補助金、そういうのを使って不燃物に関しては補助金対象でした。今、山辺に参画をさせていただこうと思えば、今までのそういう10市町村で費用分担を町単独でやらなければならないというような話にもなって、今後河合町とし

てもこの大きな不燃物に関して、今後取り組んでいかなければならないというのが現状であります。

もう1年半かけて山辺の組合の中で話もさせていただいて、何とかおそばせながらも国の補助金が取れないのかという話を今もさせていただいています。山辺の広域の皆さんと共に、しっかりと今後の河合町の不燃物のごみの対策、また、可燃物も踏まえて一緒に行動できるようにしていきたいとは考えておりますので、今、長谷川委員がおっしゃったような、早急にこの何年間でこうしていくというタイムスケジュールも踏まえて、今後、町として考えてまいりますので、ちょっと遅いですが、早急に考えさせていただきたいと思います。

○委員長（常盤繁範） 3番の、河合町清掃工場再整備計画については、以上という形でよろしいでしょうか。

（「はい」と言う者あり）

○委員長（常盤繁範） では、最後になりますが、令和5年度のごみ白書について、質疑がございましたら。内容の数字の部分で、確認というところの部分で質疑いただきたいんですけども、ございますでしょうか。

長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） ごみ白書を読ませていただきまして、10ページを見ていただけますか。

ごみ処理経費の中のごみ持ち込み手数料等、歳入で2,965万5,700円、令和5年度は上がっております。実は皆さん、一般家庭ごみは袋、10枚400円、300円等、不燃ごみも実際買って、ごみ袋でなっています。それでいきますと、私が申し上げたいのは、2,965万5,000円というのは、これは家庭系ごみだけなのか、事業系ごみの持ち込みの手数料、事業系ごみも10キロ150円ですか、それを手数料頂いていますから、これも含まれているかどうか、教えていただけますか。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） ごみの持ち込み手数料でございます。この2,965万5,700円の中には、事業系の部分も含めてございます。

○委員長（常盤繁範） 長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） 事業系のごみが含まれているとなると、計算していきますと、7ページ見ていただけますか。事業系ごみは主にもう不燃ごみはないということで先般おっしゃっていたんですけども、約1,610トンあります。これを計算すると、1キロ15円で計算しま

すと、2,415万手数料頂かないといけなくなるんですが、そこに矛盾があるんですけれども、その点、事業系ごみと、プラスシルバー人材等で草刈りのごみ、草刈りを委託していますね、その分も委託料の中に、シルバー人材の委託料、例えば業者の委託料の中に処理費用の手数料も払って委託しています。それを持ち込んでいただいて、河合町は清掃工場でシルバー人材さんから何円って手数料もらっているはずだと思うんですけれども、その点も含めて、その数字が合わないんですけれども、どういうふうに計算されていますか。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） まず、事業系のごみの搬入料でございますが、委員おっしゃるように、7ページのところで、可燃ごみと可燃系粗大ごみ、これを合計しまして1,619.33トンでございます。計算としましては、10キロごとに150円の計算でしてございます。ただ、この誤差というのは、10キロごとに150円なので、11キロ、12キロとかいうふうな、1台1台で端数まで計算しているわけではございません。あくまでも10キロごとの金額になってございますので、それで差が生じているのかなと思っております。シルバー人材センターについても、同じようにこの中に含まれております。

○委員長（常盤繁範） 長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） 経過を見ていきますと、そういう説明いただいて、1,610トンあるものが、1,000トンあれば1,500万になりますやん、手数料は。大きく違いますよ。例えば2,415万引くと、家庭系ごみのごみ袋代からの手数料は500万しかないのかとなりますやん。あまりにも手数料が少な過ぎるんちゃう。頂くところを頂いていませんということがないと思うんですけれども、実際私が例えば軽トラで燃えるごみ持っていったときは、10キロ、20キロ、30キロやっても、やっぱり多めに42キロや50キロ分払っていたような記憶あるんですけれども。だからそこら辺もう一度調べ直していただけないか。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 先ほどのごみ処理手数料の合計2,965万5,700円の内訳になるんですけれども、まず事業系、先ほど申しましたように、1,619.33トンでございます。それでは、こちらのほうについては、また後日説明のほうさせていただきたいと思います。

○委員長（常盤繁範） 内容としましては、10キロ単位での単価発生という部分での差が出ているというご答弁の内容、それも含めてしっかり分かるような形で資料を作成していただければと思いますので、よろしくお願いします。

ほかにございますでしょうか。

長谷川委員。

○委員（長谷川伸一） 河合町は可燃ごみ、住民のごみの排出がご協力で減ってきているんですけれども、データ上は何キログラムって出ているんですけれども、近隣の自治体並びに県下の自治体と比べて、河合町のごみの排出量はどんなものか、そこら辺は分析されていますかね。ただ減りました、喜ぶんじゃないくて、ほかの町はもっと減っていますよとか、増えていますよとか、そういった分析もされた上で、施策も組んでいかなきゃいけないかと思えますけれども、その点どうでしょうかね、分かっている範囲で。

○委員長（常盤繁範） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 他市町村との比較についてでございます。河合町以外の市町村において、河合町と同じ分別であるならば、比較もしやすいんですけれども、他市町村によって分別の区分も違います。例えば容器包装プラスチックであれば、容器包装プラスチックだけを収集されているというところもございますので、一概には比較はしにくいというふうに考えております。

○委員長（常盤繁範） 委員長を交代します。

○副委員長（杵本貴司） 常盤委員。

○委員長（常盤繁範） ごみ白書のほう、毎年この時期に発行されていると思うんですけれども、今後こういった形のごみ白書の発行というのは、年度ごとに発行される形になるんでしょうか。そこを確認していきたいんですけれども。受け入れる最終処分場の場所が変わりますので、そのあたりどういうふうに考えていらっしゃるのか、現時点でのお考えをご答弁いただけますか。

○副委員長（杵本貴司） 内野課長。

○環境対策課長（内野悦規） 現時点におきましては、ごみ白書のほうは作成させていただくというふうに考えております。

○副委員長（杵本貴司） 委員長代わります。

○委員長（常盤繁範） ほかにございますでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（常盤繁範） では、案件としましては、全て議了いたしました。しかしながら、その中で最後にちょっとお諮りしたいんですけれども、宿題といいますか、ご答弁いただいていないところと、それと、事業方針が定まらないところ、それと分担金の部分で今交渉中の部分のところ、それと今後のごみの周知方法についての提案ですとかそういったものがござ

いました。私としましては、次回のごみ特の開催時期としましては、スケジュール表を頂いたものを見ますと、私としては6月定例議会の最終日終了後、開催という形に向けて理事者の方々も鋭意努力していただければと思うんですが、いかがでしょうか。委員の皆様、異論ございませんでしょうか。6月定例議会、日程決まっていなんでしょうけれども、定例議会の後、同じような形、今回と、そのような形で開催したいと思っておりますが、異議ございませんか。

（「はい」と言う者あり）

○委員長（常盤繁範） では、それを予定としまして、次回開催とさせていただきます。

◎閉会の宣告

○委員長（常盤繁範） 第3回ごみ処理施策検討委員会特別委員会、これにて終了させていただきます。ありがとうございました。

閉会 午後 0時17分

議事の経過を記載し、相違ない事を証する為、ここに署名する。

常 盤 繁 範